

川越市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例（案）の概要について

令和 5 年 1 1 月
市民部男女共同参画課

1 趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 52 号。以下「困難女性支援法」という。)が令和 6 年 4 月 1 日から施行されるのに伴い、国では、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和 5 年厚生労働省令第 36 号。以下「基準省令」という。)を定めています。

この基準省令を受け、本市においても、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めようとするものです。

2 内容

(1) 困難女性支援法の背景

従前は、女性のための福祉的な支援施策として、売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第四章の規定に基づく婦人保護事業が中心でしたが、これは売春を行うおそれのある「要保護女子」の「保護更生」を目的とするもので、女性が抱える問題が複雑・多様化する現状に必ずしも適したものではありませんでした。

そこで、さまざまな困難な問題に直面する女性を対象に、女性の人権の擁護・福祉の増進や自立の支援等の視点を考慮した新たな制度を構築するために、令和 4 年 5 月 25 日に困難女性支援法が公布されたところです。

(2) 基準省令の概要

困難女性支援法により、売春防止法に定められた婦人保護施設は、女性自立支援施設に名称が変更され、利用者の置かれた状況や意思を尊重しながら、必要な支援を担える体制として規定されました。

これにより、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成 14 年厚生労働省令第 49 号)は廃止され、令和 6 年 4 月 1 日から、次の内容の基準省令が施行されます。

- ① 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 65 条第 1 項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備の規模や構造、福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の当該施設の運営についての基準

- ② 条例で基準を定めるに当たり、基準省令で定める基準に従い定めるもの、基準を標準として定めるもの、基準を参酌して定めるものは次のとおりです。

【従うべき基準】

- 施設に配置する職員及びその員数
 - ➡ 基準省令第9条、第10条
- 施設に係る居室の床面積
 - ➡ 基準省令第11条第3項第4号、第4項第1号イ
- 施設の運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - ➡ 基準省令第6条、第12条、第16条、第17条第4項

【標準とすべき基準】

- 施設の利用定員
 - ➡ 基準省令第13条

【参酌すべき基準】

- 上記以外の事項

※基準省令の詳細については、別紙をご参照ください。

(3) 条例(案)の検討について

本市では女性自立支援施設の設置はなく、本市の実情に照らしても、基準省令と異なる内容とすべき地域的な特殊性や特段の事情も見当たらないため、基準省令に定める基準に従い、条例を定めることとします。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 効果

女性自立支援施設の適正な運営に資することができます。